

議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

1 条例の基本事項

条 例 の 名 称	茨城県屋外広告物条例		
担当課（室）	土木部都市局都市計画課	公布日	昭和 49 年 3 月 30 日
報 告 の 根 拠	(年次報告) 第 30 条 知事は、毎年度、広告物等に係る啓発、規制、誘導等に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告するとともに、これを公表するものとする。		

※議員提案政策条例による一部改正

(施行日)

平成 17 年 7 月 1 日

(改正内容)

- ・ 県、事業者、県民等の責務規定の新設（第 3 条の 2）
- ・ 条例に違反して広告物を設置した者等に対する罰金額の上限を 50 万円から 100 万円へ引き上げ（第 32 条及び第 33 条）

(背景)

- ・ 違法な金融業者関連のはり紙や風俗関係の立看板等の違反広告物が氾濫し、地域の美観を損ねるとともに、環境悪化を招いていた。

2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

(1) 条例の概要・施策体系図

① 目 的 (第1条)	・屋外広告物法の規定に基づき、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的として、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行う
② 定 義 (第2条)	・屋外広告物：常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの ・屋外広告業：屋外広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業
③ 広告物のあり方 (第3条)	・屋外広告物は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない
④ 県等の責 務 (第3条の2)	・県：第1条の目的を達成するため、啓発・規制・誘導その他の必要な施策を実施する ・広告主、屋外広告業者：この条例に適合する屋外広告物を表示し、かつ、これらを適正に管理するとともに、県の施策に協力するよう努める ・県民：県が実施する施策に協力するよう努める

⑤ 屋外広告物に関する基本的施策

(1) 禁止地域 (第4条)	(2) 禁止物件 (第5条)
・屋外広告物を表示してはいけない地域	・屋外広告物を表示してはいけない物件
(3) 屋外広告物の許可 (第6条 他)	(4) 適用除外 (第7条)
・屋外広告物の表示にあたっては、知事の許可を受けなければならない(市町村に権限移譲)	・禁止地域や禁止物件であっても表示可能な屋外広告物等
(5) 管理義務 (第15条)	(6) 違反に対する措置 (第17条、第18条、第19条 他)
・屋外広告物の表示者または管理者は、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持しなければならない	・知事は、条例に違反して屋外広告物を表示したのに対して、許可の取消しや勧告、命令を行うことができる(市町村に権限移譲)

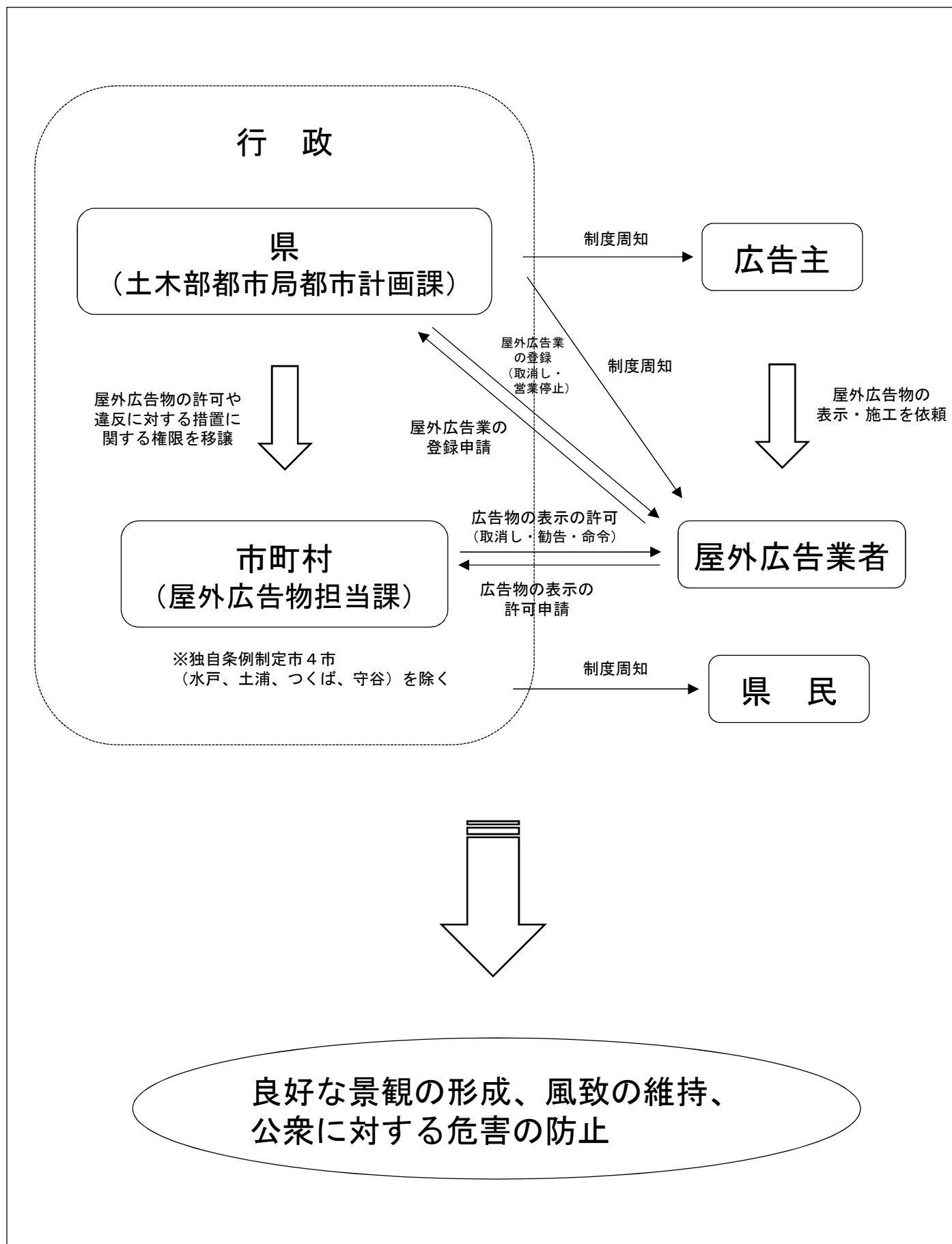
⑥ 屋外広告業に関する基本的施策

(1) 屋外広告業の登録 (第23条)	(2) 登録の取消し・営業停止 (第25条の5)
・県の区域内において屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない	・知事は、屋外広告業者が、条例等に違反したときや、不正の手段により登録を受けた場合などに、登録の取消しや営業停止を命じることができる

⑦ その他の施策

(1) 屋外広告物講習会の開催 (第24条)	(2) 罰則 (第32条・第33条)
・知事は、広告物の表示等に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催する	・条例に違反した広告物を表示したり、不正な手段により屋外広告業の登録を受けた者などは、拘禁刑(最高2年)や罰金(最高100万円)に処せられる

(2) 条例の推進体制



(3) 条例制定後の主な取組

①基本計画、指針等の策定状況

特になし。

②条例制定時に課題とされた事項に係る調査結果等

○簡易除却（※）数の推移

（※）違反広告物のうち、はり紙や立看板等、比較的簡易な広告物については、行政代執行の手続きによらず、市町村自ら除却することができる。

・簡易除却数（H17～R6） ※独自条例制定市4市（水戸、土浦、つくば、守谷）を含む。

年 度	はり紙	はり札等	立看板等	広告旗	計
H17	72,446 枚	28,303 枚	9,075 枚	51 枚	109,875 枚
H18	46,544 枚	21,337 枚	4,803 枚	55 枚	72,739 枚
H19	31,599 枚	17,472 枚	3,562 枚	83 枚	52,716 枚
H20	15,370 枚	8,961 枚	1,286 枚	17 枚	25,634 枚
H21	12,773 枚	8,104 枚	1,211 枚	20 枚	22,108 枚
H22	5,603 枚	4,762 枚	1,174 枚	25 枚	11,564 枚
H23	4,536 枚	2,429 枚	413 枚	28 枚	7,406 枚
H24	6,011 枚	2,044 枚	385 枚	111 枚	8,551 枚
H25	3,091 枚	2,323 枚	1,004 枚	175 枚	6,593 枚
H26	2,856 枚	1,882 枚	620 枚	369 枚	5,727 枚
H27	2,278 枚	2,766 枚	538 枚	264 枚	5,846 枚
H28	1,795 枚	3,284 枚	443 枚	189 枚	5,711 枚
H29	1,448 枚	2,531 枚	440 枚	273 枚	4,692 枚
H30	1,935 枚	995 枚	524 枚	442 枚	3,896 枚
R 1	1,359 枚	570 枚	372 枚	496 枚	2,797 枚
R 2	1,418 枚	1,160 枚	314 枚	329 枚	3,221 枚
R 3	3,590 枚	1,722 枚	202 枚	240 枚	5,754 枚
R 4	782 枚	1,339 枚	293 枚	244 枚	2,658 枚
R 5	1,135 枚	1,311 枚	253 枚	346 枚	3,045 枚
R 6	748 枚	690 枚	345 枚	444 枚	2,227 枚

※全体としては減少傾向だが、稀に、違法な金融業者等により集中的にはり紙等が表示されることによって、前年度より除却件数が増加する年度がある。

(参考) 独自条例制定市4市(水戸、土浦、つくば、守谷)を除いた簡易除却数(R2～R6)

年 度	はり紙	はり札等	立看板等	広告旗	計
R 2	909 枚	176 枚	90 枚	6 枚	1,181 枚
R 3	1,620 枚	111 枚	132 枚	0 枚	1,863 枚
R 4	363 枚	458 枚	270 枚	0 枚	1,091 枚
R 5	479 枚	596 枚	219 枚	1 枚	1,295 枚
R 6	240 枚	320 枚	186 枚	0 枚	746 枚

○屋外広告物条例に係る罰金適用件数の推移

年 度	罰金適用件数	前年度比
H17	4	▲ 5
H18	12	+ 8
H19	26	+14
H20	9	▲17
H21	8	▲ 1
H22	5	▲ 3
H23	0	▲ 5
H24	2	+ 2
H25	1	▲ 1
H26～	0	▲ 1

※議員提案政策条例の施行日：平成 17 年 7 月 1 日

※H26 以降はR 6 まで 0 件が続いている。

3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

【広告物等に係る啓発】

(1) 屋外広告物適正表示推進月間及び屋外広告物美化強調月間

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]										
			今年度 当初予算額 [千円]										
【前年度の実施 状況及び成果】 屋外広告物適正 表示推進月間及 び屋外広告物美 化強調月間	県及び 各市町村 ※独自条例 制定市 4 市（水戸、 土浦、つ くば、守 谷）を除 く	【事業の内容】 ○ 7 月を屋外広告物適正表示推進月間、 9 月を屋外広告物美化強調月間と定 め、県民・広告主・屋外広告業者に対 する屋外広告物に関する広報・啓発活 動等を重点的に実施する。 ・各市町村において、広報誌やホームペ ージ、SNS 等を活用した制度周知等を行 った。 ＜R6 主な取組内容と実施市町村数＞ <table><tr><th>取組内容</th><th>市町村数</th></tr><tr><td>広報誌・HP・SNS 等を活 用した制度周知</td><td>32</td></tr></table> ・県において、不動産関係団体を訪問 し、規制内容の説明を行った。 ＜R6 団体名と訪問年月日＞ <table><tr><th>団体名</th><th>訪問年月日</th></tr><tr><td>全日本不動産協会 茨城県本部</td><td>R6. 7. 30</td></tr><tr><td>茨城県宅地建物取引業協会</td><td>R6. 7. 30</td></tr></table> ・県において、屋外広告業者（973 事業 者）を対象に、啓發文書・チラシを送 付した。	取組内容	市町村数	広報誌・HP・SNS 等を活 用した制度周知	32	団体名	訪問年月日	全日本不動産協会 茨城県本部	R6. 7. 30	茨城県宅地建物取引業協会	R6. 7. 30	—
取組内容	市町村数												
広報誌・HP・SNS 等を活 用した制度周知	32												
団体名	訪問年月日												
全日本不動産協会 茨城県本部	R6. 7. 30												
茨城県宅地建物取引業協会	R6. 7. 30												

		【成 果】 ○広報媒体を活用した制度周知や、関係団体を訪問しての制度説明等により、県民・広告主・屋外広告業者の屋外広告物制度への理解を深めることができた。	
【今後の取組】 屋外広告物適正表示推進月間及び屋外広告物美化強調月間	県及び各市町村 ※独自条例制定市４市（水戸、土浦、つくば、守谷）を除く	【令和７年度の事業内容】 ○引き続き、当該月間に広報・啓発活動等を重点的に実施することにより、県民・広告主・屋外広告業者の屋外広告物制度への理解を深めていく。	—

(２) 街歩きタウンミーティング

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 街歩きタウンミーティング	県	【事業の内容】 ○行政と屋外広告業界の関係者（茨城県屋外広告美術協同組合）で街歩きを実施し、条例に違反している広告物や老朽化・劣化している広告物を調査するとともに、テーマを設定（屋外広告物の安全性について等）し、グループワーキングを実施する。	—

		<R6 実施状況> ・開催日時：R7. 2. 21 ・開催場所：取手駅東口 ・参加者：行政側 10 名 (県・取手市・土浦市・つくば市・守谷市) - 業界側 7 名 - 計 17 名 【成 果】 ○街歩きの結果、長期間放置され、老朽化・劣化が進んでいる突出看板などが見受けられた。 ○グループワーキングでは、街歩きの結果を踏まえ、老朽化・劣化した広告物について、行政・業界の立場から、活発に意見を交換した。	
【今後の取組】 街歩きタウンミーティング	県及び市町村 ※今年度の開催地は今後決定	【令和7年度の事業内容】 ○引き続き、行政と屋外広告業界の相互の考えや課題を共有する場として、街歩きタウンミーティングを実施していく。	—

【広告物等に係る規制・誘導】

(1) 屋外広告物の許可

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 屋外広告物の許可	各市町村 ※独自条例制定市4市（水戸、土浦、つくば、守谷）を除く ※県は事務処理の件数に応じて事務処理特例交付金を交付	【事業の内容】 ○茨城県屋外広告物条例で定める高さや面積、設置場所等の基準を満たした広告物について、許可を行う。 <R6 許可件数> ・新規許可件数： 3,373 件 ・更新許可件数： 24,168 件 ・変更許可件数： 825 件 【成 果】 ○高さや面積、設置場所等を規制することにより、広告物を適切な設置場所へと誘導するなど、無秩序な広告を防止することができた。	7,145 ※事務処理特例交付金の予算額
【今後の取組】 屋外広告物の許可	各市町村 ※独自条例制定市4市（水戸、土浦、つくば、守谷）を除く ※県は事務処理の件数に応じて事務処理特例交付金を交付	【令和7年度の事業内容】 ○引き続き、高さや面積、設置場所等を規制することにより、広告物を適切な設置場所へと誘導するなど、無秩序な広告を防止していく。	15,550 ※事務処理特例交付金の予算額

(2) 違反広告物の是正指導

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施 状況及び成果】 違反広告物の 是正指導	各市町村 ※独自条例制 定市4市 (水戸、土 浦、つくば、 守谷)を除 く ※県は事務処 理の件数に 応じて事務 処理特例交 付金を交付	【事業の内容】 ○各市町村において、茨城県屋外広告 物条例によって定められる高さや面 積、設置場所等の基準に違反した広 告物について、表示者等に対し是正 指導を行う。 R6 是正指導件数：207 件 【成 果】 ○設置が禁じられた地域に設置された 広告物や、過剰に大きい広告物等、 条例で定める基準に違反した広告物 について、是正指導を行い、表示者 による撤去や是正が行われたことよ り、景観の適正化が図られた。	7,145 ※事務処 理特例 交付金 の予算 額
【今後の取組】 違反広告物の 是正指導	各市町村 ※独自条例制 定市4市 (水戸、土 浦、つくば、 守谷)を除 く ※県は事務処 理の件数に 応じて事務 処理特例交 付金を交付	【令和7年度の事業内容】 ○引き続き、条例で定める基準に違反 した広告物について、設置者等に対 し是正指導を行い、景観の適正化を 図っていく。	15,550 ※事務処 理特例 交付金 の予算 額

(3) 違反広告物の簡易除却

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]												
			今年度 当初予算額 [千円]												
【前年度の実施 状況及び成果】 違反広告物の 簡易除却	各市町村 ※独自条例制 定市４市 （水戸、土 浦、つくば、 守谷）を除 く ※県は事務処 理の件数に 応じて事務 処理特例交 付金を交付	【事業の内容】 ○違反広告物のうち、はり紙や立看板 等、比較的簡易な広告物については、 屋外広告物法の規定に基づき、行政 代執行の手続きによらず、市町村自 ら除却することができる。 （簡易除却制度） ＜R6 簡易除却件数＞ <table><tr><th>種 別</th><th>除却件数（件）</th></tr><tr><td>はり紙</td><td>240</td></tr><tr><td>はり札</td><td>320</td></tr><tr><td>立看板</td><td>186</td></tr><tr><td>広告旗</td><td>0</td></tr><tr><td>計</td><td>746</td></tr></table> 【成 果】 ○簡易除却を行ったことにより、整然 とした街並みを保全することができ た。	種 別	除却件数（件）	はり紙	240	はり札	320	立看板	186	広告旗	0	計	746	7,145 ※事務処 理特例 交付金 の予算 額
種 別	除却件数（件）														
はり紙	240														
はり札	320														
立看板	186														
広告旗	0														
計	746														
【今後の取組】 違反広告物の 簡易除却	各市町村 ※独自条例制 定市４市 （水戸、土 浦、つくば、 守谷）を除 く	【令和７年度の事業内容】 ○引き続き、簡易除却を行い、整然と した街並みを保全していく。	15,550 ※事務処 理特例 交付金 の予算 額												

	※県は事務処理の件数に応じて事務処理特例交付金を交付		
--	----------------------------	--	--

(4) 屋外広告業の登録制度

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 屋外広告業の登録制度	県	【事業の内容】 ○屋外広告物法及び茨城県屋外広告物条例の規定により、茨城県内で屋外広告業（※）を営む者については、茨城県知事の登録を受けることを義務付けている。 （※）屋外広告業とは、屋外広告物の表示等を希望する者（広告主）からその工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行うことを指す。 ○登録を受けるにあたっては、屋外広告物に関する知識を有することを証明する資格（屋外広告士、屋外広告物講習会修了者等）が必要となる。 ○登録有効期間：5年 ＜R6 登録件数＞ ・屋外広告業登録者数：987件 (R7.3.31時点) - 新規登録件数：69件 - 更新登録件数：92件	—

		【成 果】 ○屋外広告業を営むにあたって一定の資格を求めることにより、良質な業者による適正な屋外広告物の表示を推進することができた。	
【今後の取組】 屋外広告業の登録制度	県	【令和7年度の事業内容】 ○引き続き、同制度を通じて、良質な業者による屋外広告物の適正な表示を推進していく。	—

(5) 屋外広告物講習会

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 屋外広告物講習会	県	【事業の内容】 ○屋外広告物の表示等に関し必要な知識を修得させることを目的に、屋外広告物の法令、表示、施工に関する講習会を毎年度実施している。 ○当該講習会を修了した者は、屋外広告業の登録を受けることができる。 <R6 実施状況> ・講習会修了者：41 名 【成 果】 ○屋外広告業に携わる者に対して、屋外広告物に関し必要な知識を修得させることにより、良質な屋外広告業者を育成することができた。	186

【今後の取組】 屋外広告物 講習会	県	【令和7年度の事業内容】 ○引き続き、同講習会により、今後屋外広告業に携わる者に対して、屋外広告物に関し必要な知識を修得させ、良質な屋外広告業者を育成していく。	261
--------------------------------	---	--	-----